

多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(農畜産物の輸出強化事業)
公募型プロポーザル実施要領

(目的)

第1条 この要領は、多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(農畜産物の輸出強化事業)に係る受託候補者を公募型プロポーザル方式により選定する際の手続きについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における「プロポーザル方式」とは、業務の性質又は目的が競争入札に適さないと認められる場合において、企画力・創造性・専門性・実績など総合的な見地から判断し、最適な事業者を選定するため、公募にて業者を募集し企画提案書(以下「提案書」という。)の提出を求め、当該業務の遂行に最も適した候補者を決定する方式をいう。

(審査)

第3条 プロポーザル方式により提出された提案書は、多古町デジタル農家エコシステム推進事業プロポーザル審査委員会設置要領に定める委員(以下「委員」という。)により厳正かつ公平に審査し受託候補者を決定する。

(質問)

第4条 提案予定者は、多古町デジタル農家エコシステム推進業務委託(農畜産物の輸出強化事業)募集要項(以下「募集要項」という。)及び仕様書に関して、募集要項に定める方法により質問をすることができる。

(参加の表明)

第5条 提案予定者は、募集要項に定める方法により当該プロポーザルへの参加の意思を表明しなければならない。

(企画提案書の提出)

第6条 前条の規定により参加を表明した提案予定者は、募集要項に定める方法により企画提案書を提出しなければならない。

(判定方法等)

第7条 委員は、プロポーザルに係る募集要項に定める方法により提案者毎に提案内容を審査し優劣を判定するものとする。

2 前項の判定に基づく委員ごとの採点結果で、最上位(最高得点)に順位付けした委員の数が最も多い提案者を受託候補者として選定するものとする。

3 委員は、前2項により優劣の判定に際し提案者に対し質問をすることができる。

4 最上位に順位付けした委員が同数の場合は、全委員の合計点数が最も高い提案者を受託候補者とするものとし、合計点数が同数の提案者がある場合は委員の協議により選定する。

- 5 全委員の採点結果が配点の 60 パーセント未満の場合、その提案者は受託候補者としてしない。

(審査結果の通知)

第 8 条 町長は、前条により決定した第1位の提案者を当該事業の受託候補者として決定し、プロポーザル審査結果通知書を送付するものとする。

- 2 審査により不採用となった提案者に対しても同様式により結果を通知する。

(理由の説明)

第 9 条 不採用となった提案者は、町長に対し前条第 2 項による通知に記載された通知日の翌日から 5 日以内(土日祝日は含まない)に不採用となった理由について、書面により説明を求めることができる。

- 2 町長は、前項の書面を受理した日の翌日から 5 日以内(土日祝日は含まない)に、説明を求めた者に対し不採用とした理由を書面により回答するものとする。

(事務局)

第 10 条 当該プロポーザルの実施に関する事務局は、産業経済課に置く。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 この要領は、令和 6 年 3 月 25 日から施行し、当該業務に係る受託者との契約締結をもって効力を失う。